

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海上交通安全法等の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省 海上保安庁交通部安全課 計画運用課	電話番号: 03-3591-2776 電話番号: 03-3591-9736 e-mail: jcghkotsuanzen1-5n2r@mlit.go.jp e-mail: jcghkeikaku1-7v2v@mlit.go.jp
評価実施時期	平成28年2月25日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)a 指定海域に入域しようとする船舶について平時からの船名等の通報制度を創設するとともに、非常災害時における移動命令等、情報聴取義務、航路標識の設置に関する業務に係る従事命令制度等を導入することで、非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止する。</p> <p>(1)b 指定海域の航路及び指定港内の水路を途中において寄港し、又はひよ泊することなく航行しようとする船舶について、航路に関する事前通報に併せて、当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする係留施設を通報した場合に、水路に関する事前通報を不要とするとともに、著しく混雑する水路を航行する船舶に対する水路航行時刻等の指示制度を創設することで、指定港内の水路等を航行する船舶の通報に係る負担の軽減を図るとともに、同船舶の航行の安全を確保する。</p> <p>(2) 灯光、音響又は電波以外の手段により船舶の指標とするための航路標識の設置に係る届出制度を創設するとともに、海上保安庁以外の者が設置した航路標識に係る報告徴収制度及び立入検査制度を創設することで、航路標識の設置に係る手続の緩和を図り簡易な航路標識の設置を促進するとともに、航路標識の維持管理の状況を確認できる体制を構築し船舶交通の安全を確保する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	(1)a 海上交通安全法、港則法、航路標識法 いずれも新設規定 (1)b 港則法第36条の3及び新設規定 (2) 航路標識法第2条及び新設規定
想定される代替案	<p>(1)a ○非常災害発生時において、海上保安庁長官が提供する情報を船舶に対し任意で聴取するよう要請するとともに、移動等について情報提供を行う。 ○非常災害発生時において、指定海域及び指定港にある船舶に対して航路標識の設置に関する業務への協力要請を行う。</p> <p>(1)b ○手続の簡素化のため、通報制度そのものを廃止する。 ○航路航行時刻等の指示については任意の措置として情報提供等により要請する。</p> <p>(2) ○簡易な航路標識の設置に係る規制緩和を行わず、設置手続に関するガイドラインをとりまとめ、許可に係る事務手続について公表する。 ○海上保安庁以外の者が設置した航路標識の設置者等に対し、任意の報告及び調査を実施する。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	(1)a 移動命令等に基づき船舶が移動又は退去するための運航費用 航路標識の設置に関する業務に携わる船舶の運航費用	(1)a 情報提供等に基づき船舶が移動するための運航費用 航路標識の設置に関する業務に携わる船舶の運航費用
	(1)b なし	(1)b なし
	(2) 検査対応に係る費用	(2) 調査対応に係る費用
(行政費用)	(1)a なし	(1)a なし
	(1)b なし	(1)b なし
	(2) 立入検査にかかる費用	(2) 立入検査にかかる費用
(その他の社会的費用)	(1)a なし	(1)a なし
	(1)b なし	(1)b なし
	(2) なし	(2) なし

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1)a 非常災害が発生し、混雑により船舶交通の危険が生じた場合における緊急な対応を、より迅速に行うことができるようになることから、安全かつ円滑な避難が可能となり、混雑や海難の発生による生命・財産・環境等への甚大な被害や他の船舶による二次的な被害を極小化することができる。</p> <p>また、航路標識設置の支援の充実により、非常災害発生時に、速やかに経路等を明示し、指定海域等にある船舶を的確に移動できることから、迅速かつ効果的な避難が可能となり、海難の発生による生命・財産・環境等に甚大な被害や他の船舶による二次的な被害を極小化することができる。</p> <p>(1)b 船舶の事前通報に係る手続の簡素化により、船舶の負担が軽減されるとともに、海上交通センターによる一体的な管制を実施し、航路航行予定時刻等を指示することにより、水路入口における混雑が解消し、船舶交通の安全の確保及び円滑化が図られる。</p>	<p>(1)a 船舶が移動等の任意の要請に応じる場合は、本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため移動等の要請や航路標識設置に係る作業への従事要請に応じないことが想定され、この場合、現に危険な状態にある船舶の安全のみならず他の船舶の安全にも支障を生じる場合があり、非常災害の発生で混雑し、混乱している海域において二次的な海難を誘発し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずるおそれがある。また、海上保安庁長官からの情報提供等に基づかず船舶独自の判断により避難海域を求め移動した場合、規制案による運航費用を上回る費用が発生するおそれがある。</p> <p>(1)b 船舶の通報手続が無くなり、負担が軽減される一方、船舶交通の安全を確保するための通報制度を廃止した場合、現在行っている通報に基づく指示や効率的な信号の切り替えが行えなくなり、船舶交通の秩序が乱れ、効率性が低下するとともに、海難が発生し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずるおそれがある。</p> <p>水路航行時刻等について、船舶が任意の要請に応じる場合は、本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため要請に応じないことも想定され、この場合、混雑する水路において交通整理が図れなくなり、自船の安全のみならず他の船舶の安全も大きく阻害する場合があり、混雑している水路において二次的な海難を誘引し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずるおそれがある。また、混雑が解消されず、円滑な運航が図られないこととなる。</p>
	<p>(2) 届出制により、海上保安庁以外の者の航路標識の設置が増加し、付近を航行する船舶交通の安全性の向上が期待できる。</p> <p>海上保安庁で、海上保安庁以外の者による航路標識の維持管理状況の確認が可能となり、海上保安庁による監督が徹底され、適切な航路標識機能の維持により、船舶交通の安全が図られる。</p>	<p>(2) 航路標識の設置手続に関するガイドラインを公表することにより事業者等による設置手続の透明性が向上するものの、許可手続のための事務作業は届出制ほど軽減されず、航路標識設置の促進効果も期待できないため、船舶交通の安全の向上は期待できない。</p> <p>航路標識の設置者等が報告等に応じるかは任意となるため、協力を得られない場合、航路標識の維持管理状況の確認が困難となり、適切な維持管理状態にない航路標識が原因となり海難を誘発するおそれがあり、船舶交通の安全が確保されない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1)a【非常災害時における海上交通の機能の維持】</p> <p>○ 本規制案のうち移動命令等については、移動等のための運航費用が発生するが、安全かつ円滑な避難が可能となり、混雑や海難の発生による生命・財産・環境等への甚大な被害や他の船舶による二次的な被害を極小化することができるため、費用を上回る大きな便益が生じる。</p> <p>また、従事命令制度については、航路標識の設置に関する業務に携わる船舶の運航費用が発生するが、速やかに航路標識を設置し、経路等が明示されることで、船舶交通の安全が確保され、海難発生による生命・財産・環境等に甚大な被害や他の船舶による二次的な被害を極小化することができるため、費用を上回る大きな便益が生じる。</p> <p>○ 移動命令等に係る代替案については、任意ではあるものの移動等のための運航費用が発生することに加え、非常災害の発生で混雑し、混乱している海域において二次的な海難を誘発し生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずるおそれがある。</p> <p>また、従事命令制度に係る代替案については、航路標識の設置に関する業務に要する費用が発生し、また法的根拠のない要請となるため、迅速な航路標識設置の支援には限界があり、実効性が確保されず、海難の発生による生命・財産・環境等への被害が生じるおそれがある。</p> <p>○ 以上より、本規制案は代替案より適当である。</p> <p>(1)b【通報手続の簡素化及び平時における安全性の向上】</p> <p>○ 本規制案では、特段の費用が発生することなく、水路入口における混雑が解消し、船舶交通の安全の確保及び円滑化が図られるとともに、通報手続の簡素化により船舶の負担の軽減が図られる。</p> <p>○ 代替案についても、特段の費用は発生しないが、その指示に強制力がないため、要請に応じない場合は船舶交通の秩序が乱れ、効率性が低下するとともに、海難を誘発し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずるおそれがある。</p> <p>○ 以上より、本規制案は代替案より適当である。</p> <p>(2)【海上保安庁以外の者による航路標識の設置に係る届出制度の創設等】</p> <p>○ 本規制案のうち届出制の創設については、規制緩和であることから、手続に係る事務作業は軽減され、航路標識の設置が促進されるもので、特段の費用の増加を伴うことなく船舶交通の安全性の向上が期待できる。</p> <p>また、報告徴収制度等に係る規制案については立入検査に係る費用が発生するものの、標識機能の維持が確保されることから、船舶交通の安全が図られ、便益が費用を上回るものと考えられる。</p> <p>○ 届出制に係る代替案については、手続に係る事務作業の負担は、現状と変わらないため、航路標識設置の促進効果は期待できない。</p> <p>また、報告徴収制度等に係る代替案については、調査に係る費用が発生することに加え、任意の調査であるため、航路標識の維持管理の確認の実効性の確保が困難となることにより、適切な維持管理状態にない航路標識が原因となり海難を誘発するおそれがあり、船舶交通の安全が確保されない。</p> <p>○以上より、本規制案は代替案より適当である。</p>	

有識者の見解その他関連事項	【交通政策審議会海事分科会船舶交通安全部会「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について」（答申）平成28年1月28日】
レビューを行う時期又は条件	平成34年度においてRIA事後検証シートにより事後検証を実施。
備考	船舶交通の安全の確保並びに指定港内の水路等を航行する船舶及び海上保安庁以外の者が航路標識を設置する場合の利便性の向上に資するものであるため、本法案における規制は有効である。